

## S I Aメダル検定ペースメーカー認定規程

### 1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条(1)項に基づき、S I Aメダル検定ペースメーカー（以下「PM」という）を認定するためにこれを定める。

### 2. 参加資格

公認スキー学校長の推薦する正会員で、アルペンスキー・ステージⅣまたはステージⅢの資格を有する者。

### 3. 認 定

- (1) 協会の実施するアルペンスキー・ステージⅢ以上の検定に合格しその資格を得た者。
- (2) アルペンスキー・ステージⅢ以上の資格者で、教育部の実施する検定員認定会に参加し、認定された者。

### 4. 認 定 要 綱

認定会はポイントを算出するための実技科目と知識を習得するための基礎科目を実施する。

#### (1) 実技科目

イ. タイムレース

#### (2) 基礎科目

イ. ポールセッターの知識

ロ. コース設定の条件

ハ. スラローム競技の歴史

ニ. 競技規則の知識

ホ. メダル別算出法

ヘ. その他必要と認められるもの

#### (3) PMのポイント算出方法

実技科目において数回のタイムレースを行い、ベストタイム2本採用の上、ポイントを算出し、その平均を認定者のポイントとする。

基準PMのポイント

$$\text{認定を受ける者のポイント} = \frac{\text{基準PMのポイント}}{\text{基準PMのタイム}} \times \text{認定を受ける者のタイム}$$

### 5. 認 定 資 格

教育部の実施する認定会に参加し、基準ポイントを獲得した者。獲得したポイントで男子110ポイント、女子115ポイント以下を有するPMは男女全クラスの検定を実施できる。

### 6. 委 嘱

基準ポイントを獲得した者を教育部が認定し会長が委嘱する。

## 7. 任 務

S I Aメダル検定会において、競技スキーの正しい普及と検定の公平、円滑な運営のため、次の事項を実施する。

- (1) ポールのセット
- (2) 試走による基準タイムの設定
- (3) 必要に応じた裁定

## 8. 任 期

3年間とする。

## 9. 認定の取り消し

次の各項に該当する者は認定を取り消すことがある。

- (1)協会を退会した者
- (2)協会を除名された者
- (3)教育部が不適格と認めた者

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。